

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 8 月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600060号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600020号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和56年2月及び同年3月  
③ 昭和57年1月から同年3月まで

請求期間①については、年金手帳の国民年金保険料納付記録欄に当該期間についての記載と保険料を受領した者の印が確認できるとおり、自宅に来た集金人に昭和46年3月分から昭和49年3月分までの国民年金保険料を一括で納付した。

請求期間②及び③についても、集金又は公民館で納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者が提出した年金手帳の国民年金保険料納付記録欄に、「昭和46年3月分、至昭和49年3月分、37月間」の記載があり、確認印欄には請求者が当時集金人だったと主張する者の押印が確認できるところ、本来、国民年金保険料納付記録欄は市町村がその納付状況を国民年金被保険者名簿から確認し、その確認印は規格の市町村印を押印することとされていたものの、A市は当時のB市に関し「国民年金保険料を徴収した際は、原則徴収したその日に国民年金手帳の国民年金保険料納付記録欄に、確認年月日・納付済期間を記入し、確認印欄に徴収した人の印鑑を押印し、年金手帳を本人へ返却しておりました。」と回答しており、請求者の陳述を踏まえると、当時、B市においては当該回答における取扱いが慣行であったことがうかがえる。

また、請求者は、自宅に来た集金人に昭和46年3月分から昭和49年3月分までの国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると、昭和46年3月分から昭和47年4月分までは追納、同年5月分から同年9月分までは特例納付、同年10月分から昭和48年12月分までは過年度納付によって、いずれも同一日の納付と記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたものとして取り扱われるべきものと認められる。

一方、請求者は、請求期間②及び③については、公民館で納付したと主張する保険料が国民年金保険料であったかについては定かではなく、納付した時期等についても、具体的に記憶し

ていないことから、当該期間における国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者が提出した年金手帳の国民年金保険料納付記録欄によると、請求期間②については、当該期間に係る記載が二重線及び当時、国民年金保険料を徴収した者の訂正印によって取り消されていることが確認でき、請求期間③については当該期間に係る記載がうかがえない上、国民年金被保険者台帳並びにA市の請求者に係る昭和55年度及び昭和56年度の国民年金保険料の納付月数の回答からは、請求期間②及び③に係る国民年金保険料の納付は確認できず、当該被保険者台帳の記録及び回答は、オンライン記録における納付月数と一致している。

さらに、請求者が、請求期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600056 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600039 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月

A 事業所から請求期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がもれているので、年金額に反映するように厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

金融機関が提出した請求者に係る取引明細、請求者が所持している支払明細書（平成 16 年 10 月分給与、同年 11 月分給与、同年 12 月分給与、同年同月分賞与）、平成 16 年分給与所得の源泉徴収票及び A 事業所における同僚の支払明細書（平成 16 年 7 月分賞与）により、請求者は、平成 16 年 7 月 15 日に、同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間については、前述の資料により推認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 15 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、平成 16 年 7 月 15 日に支給した賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600097 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600038 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 51 年 2 月 29 日となっている。

私は、A 社に昭和 51 年 2 月 28 日まで出勤して、昭和 51 年 2 月 29 日付けで退職し、昭和 51 年 2 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 51 年 3 月 1 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 社に昭和 51 年 2 月 28 日まで出勤して、昭和 51 年 2 月 29 日付けで退職し、昭和 51 年 2 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、B 社が提出した請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、当該通知書の備考欄には「昭和 51 年 2 月 28 日退職」、資格喪失年月日欄には「昭和 51 年 2 月 29 日」と記載されており、当該資格喪失年月日は、同社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、B 社が提出した請求者に係る「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」及び雇用保険の被保険者記録によると、請求者の離職年月日は昭和 51 年 2 月 28 日であることが確認できる上、同社は、請求期間当時の賃金台帳、出勤簿等の資料の保管は無く、請求者の在籍期間及び昭和 51 年 2 月分に係る厚生年金保険料の控除については不明、請求期間当時の資格喪失届出に関する事務の取扱いについては、退職願の申出日を退職日とし、その翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として届け出ていたと回答している。

このほか、請求者の請求期間における在籍状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。